

本案 令和4年(ワ)第862号 損害賠償請求事件

申立人(原告) 藤井 将登 外1名

相手方(被告) 作田 學 外3名

忌 避 申 立 書

2023(令和5)年5月1日

横浜地方裁判所 御中

申立人(原告)ら訴訟代理人

弁護士 古川(こがわ)健三



別紙当事者目録記載の当事者間の頭書本案事件について、申立人(本案原告)らは、下記の通り裁判官平田晃史に対して忌避の申立てをする。

記

第1 申立ての趣旨

裁判官平田晃史に対する忌避は理由がある旨の決定を求める。

第2 忌避申立ての理由

1 審理の経過

本件申立てに至る経過は次のとおりである。

- (1) 申立人(本案原告。なお、以下単に「原告」という)らは、2023年1月18日付証拠申出書により、原告藤井敦子(以下「原告敦子」という)、被告

●（以下「被告●」という）兩名他の本人尋問を申請した。これに対し、2023年1月24日の弁論準備手続において、相手方（本案被告。なお以下単に「被告」という）●●●ら代理人から、被告●は外出困難であって尋問に応じることは困難であるとの認識が示された。裁判官平田晃史（以下「本件裁判官」という）は、被告●●●ら側に対し、被告●が尋問期日に出頭困難であるのならそのことを示す診断書を提出されたいとの指示を口頭で行った。

(2) 被告●●●ら代理人は、2023年1月25日付上申書を提出し、これに被告●の障害者手帳と横浜市重度障害者医療証の写しを添付して、歩行が困難である等として被告●は尋問に耐えうる状況にない、と主張した。もっとも、歩行困難であること等を示す医師の診断書は提出されていない。

(3) 原告ら代理人は、2023年2月9日の期日において、上記上申書に添付された身体障害者手帳の交付日は、平成30年11月28日であるところ、その後被告●は別件訴訟での本人尋問（令和元年6月18日）を受けているので、尋問に耐えないことを示す資料にはならない、として証拠採用を求めた。し

← かし、被告●●●ら代理人は、口頭で「家の中でも車椅子を使用している状態である」と補足説明し、これを受けて裁判所は尋問困難と判断して被告明の本人尋問を不採用とする旨口頭で発言した。原告ら代理人は、本件裁判官が本人尋問を不採用とする旨発言したのを受けて、異議を留めると発言した。

但し、期日後に原告ら代理人が記録謄写して確認したところ、被告明本人についての証拠目録の採否の欄は、空欄であり、原告代理人が証拠決定に対し異議を述べた旨は調書上記載されていなかった。

(4) 原告敦子は、上記期日の後である、2023年2月16日、被告●が知人の運転する自家用車で外出し、特段の支障なく歩いて自宅に入るところを目撃し、動画撮影した。また、調査したところ、被告●は自家用車を所有していることも判明した。

そこで原告らは、上記動画のデータ及び画像、被告●所有の車両の登録事

山田氏

項証明を証拠として添えて、改めて2023年4月21日付で被告●が特段支障なく自宅マンション付近を歩行していた事実及びそのことから、同人の本人尋問には支障がないとみられるから、同人についての尋問を行うべきである旨の意見書を、同日付証拠申出書とともに提出した。

(5) 被告●ら代理人は、令和5年4月24日付で、上申書（以下「本件上申書」という）を提出して「様々な疾患の症状は改善どころか厳しくなる一方であり、到底、尋問には耐えられない」と主張した。但し、本件上申書に添付されていたのは、「心臓機能障害」「直腸機能障害」による身体障害者等級を1級と認定した身体障害者手帳の写しのみであり、尋問に耐えられない身体症状の存在を示す診断書等は提出されていない。

(6) 本件裁判官は、本件上申書が提出された翌日である2023年4月25日、裁判所書記官を通じて、原告ら代理人に対し、上記被告●ら代理人作成にかかる本件上申書を受けて、被告●の本人尋問は行わないとの意向を電話連絡により伝達してきた。

2 公正を妨げるべき事情の存在

(1) 本件裁判官は、上記の通り、本件上申書のみをもって、被告●の尋問は困難と判断し、その判断結果を原告ら代理人に伝達した。

本件裁判官は、具体的な身体症状についての客観的資料もないままに、被告●らの本件上申書を鵜呑みにしたものと言わざるを得ない。本件訴訟が訴訟提起とその追行を不法行為とする損害賠償請求である以上、被告の本人尋問は本来、必要不可欠である。その重要な本人尋問が困難であると判断するには少なくとも、より具体的な症状を示す診断書等、客観的資料の提出を求めるべきであった。それにもかかわらず、客観的資料の提出を求めることさえ行わない本件裁判官の態度は、公正さを疑わせるに十分すぎると言わなければならない。

以下、その理由を詳述する。

(2) 本件上申書添付の身体障害者手帳記載の障害は、尋問を行うために支障になるものとは認められないこと。

まず、その前提として、本件上申書に添付された身体障害が、尋問に耐えられない身体状態であることを示すものであるのかどうかを検討する。

ア 「心臓機能障害」について

本件上申書に添付された身体障害者手帳によれば、被告●は、「心臓機能障害」により身体障害者1級の認定を受けているようであり、本件上申書では、「心臓ペースメーカーをつけて」いるという。**心臓ペースメーカーを装着していれば、常に尋問には耐えられないのであろうか。答えは否、である。**心臓ペースメーカーの製造元によれば、「手術後1~3ヶ月経過し、順調に体調が回復すれば、同年代の方がしているほとんどのスポーツができます。」とのことであり、旅行についても「ペースメーカー治療を受けている場合でも、旅行は自由にできます。自動車、電車、旅客機、客船など、乗り物に制限はありません。」(下線は原告代理人)とされている(疎甲1:フクダ電子株式会社ホームページ抜粋)。したがって、心臓ペースメーカーを装着しているからといって、必ずしも尋問の支障になるものでないことは明白である。

イ 「直腸機能障害」について

身体障害者手帳に、直腸機能障害(4級)とあるのは、おそらく、腸管ストマによる装具(いわゆるオストミー)の装着のことと解される。なお、本件上申書には、「膀胱留置カテーテルを装着している」とあるが、もしもそうであれば、「膀胱機能障害」の認定を受けているべきであると思われ、**詳細は本件裁判官が調査しようとしないので判明していない。**

いずれにせよ、自然排便もしくは排尿が不能となり、装具を装着しているものようであるところ、公益社団法人日本オストメイト協会のホーム

ページによれば、「オストメイトは、ストーマ装具の装着など不便であることは確かですが、ストーマ装具を装着していれば、多少の不便はあるものの各自の工夫次第で、以前とほとんど変わらない日常生活を送ることができます。ストーマに注意を払うのは当然ですが、必要以上に心配しなくてもよろしいでしょう。」（下線は原告代理人）とのことである（疎甲 2）。

ストーマ装具装着者は「以前とほとんど変わらない日常生活を送ることができる」というのであるから、「直腸機能障害」が必ずしも尋問に耐えられないことを示すものということもできない。

ウ 裁判所を含む公共施設のバリアフリー化が進み、オストメイト対応トイレの設備が進む今日（もちろん横浜地方裁判所にもオストメイト対応トイレが設置されている（疎甲 3：横浜地方裁判所管内裁判所のバリアフリー情報）、上記の障害によっても通常の生活や公共施設への移動が可能であり、訴訟における尋問が不可能とは言えないことは、公知の事実である。

本件裁判官が、身体障害者手帳の記載のみをもって被告●の尋問が困難であると認めたことは、公知の事実と反している。

(3) 本件裁判官が、以前、被告●らに対し尋問に耐えられないことを示す診断書等を提出するよう指示してから相当期間が既に経過していること

ところで、前記の通り、本件裁判官は、2023年1月24日の準備手続きにおいて、被告●らに対し、被告●が尋問に耐えられないと主張するのであれば、診断書を提示するようにと口頭で指示してからすでに3ヶ月間が経過している。前記の通り、身体障害者手帳の記載では、尋問に耐えられないのが事実かどうかは必ずしも明らかではない。例えば裁判所までの移動が困難であるとか、日常の会話や意思疎通が困難であるとかの事情があるのであれば、そのことを具体的に示す資料を取得することは決して難しくはないはずである。しかし、この間に被告●らが示した資料は、身体障害者手帳や重度障害者医療証のみであった。

(4) 具体的かつ客観的な被告●の身体症状を確認しないまま、尋問不可能もしくは困難と判断したことが、公正を妨げるべき事情であること

上記(3)の通り、被告●から提出された資料は、被告●の具体的な身体症状を示すものではなく、単に抽象的に身体障害者として認定された事実を示すものでしかなかった。

身体障害者であるからといって、直ちに尋問が不可能、もしくは困難であるとは必ずしも言えない。頻繁に休憩時間を入れる等、それぞれの障害の程度と内容に対する配慮をした上で尋問を行うことは十分に可能である。それは身体障害者自身の裁判を受ける権利の実現にも必要なことである。

くれぐれも誤解しないでいただきたいが、原告らは、決して無理矢理にでも被告●を引っ張り出して尋問を行わなければならない、といているわけではない。原告らは、被告●の尋問を不採用とする意向を示したことを理由に忌避の申し立てをするものではない。

しかし、訴訟は、あくまでも事実と証拠に基づくべきである。それは訴訟の進行についての判断にあっても然りである。裁判所は、人証の採否決定にあたり、対象者が尋問に耐えられないことを理由として証拠申出を却下するというのなら、そのことを示す客観的な資料を求める必要があるはずである。

まして、本件で問題となっているのは、極めて重要な被告本人の証言である。本件では、まさに被告自身が訴訟を提起した主観的意図が、原告らの立証の焦点となるのである。そうである以上、被告●が尋問に耐えられないというのなら、それを具体的に示す身体症状が記載された診断書の提出を求めるべきことは当然である。本件裁判官も一度はそれを口頭で指示した。ところが後に至って、本件裁判官は、抽象的な身体障害者等級の記述しかない資料のみで良しとしたのである。

このことは、まず、訴訟上の禁反言則に違反する。本件裁判官は、当初求めていた診断書の提出につき、特段合理的な理由なく態度を翻したと言わな

くてはならない。

また、訴訟進行に関する重要な事項について判断するにあたり、当然必要な客観的事実についてろくに確認しようとしなない姿勢は、訴訟の審理に際し、証拠と事実を蔑ろにし、根拠のない主観的判断や印象、あるいは権威のみに頼ろうとする、本件裁判官の基本的姿勢の表れと言わざるを得ない。これは、現に原告らが、被告●●●らが普通に自宅マンション付近を歩いていたことを示す客観的証拠を複数提示しているにも関わらず、本件裁判官がこのことを何ら考慮しようとしなないという姿勢によく現れている。

事実に頭を下げる勇気があるのであれば、少なくとも再度被告●●●らに症状の詳細を確認し、資料の提示を求めるべきである。ところが本件裁判官にとっては、まずは自らが決めた訴訟進行が最優先であって、事実は二の次であったことが、この間の事情から露わとなった。

(5) 民訴法にいう「公正を妨げるべき事情」について

ア 東京高等裁判所昭和 53 年 7 月 25 日決定（判時 898 号 36 ページ）は、忌避の制度趣旨と忌避事由としての「公正を妨げるべき事情」について次のように述べる。

「裁判官忌避の制度は、裁判官が、具体的事件において提出援用される訴訟資料に対する客観的な評価に基づいてのみ裁判の結論を出すことを要請される公正な第三者としての立場を逸脱して、手続外の本来その判断を左右すべき適法な要因となりえない他の考慮に動かされて裁判をするおそれがあるような場合に、当該裁判官を事件の審判から排除することを当事者の権利として認めたものであり」、「もとより事は裁判官の内心における思考、判断の過程に関するものであるから、そこにおける公正な判断が歪曲される可能性があるということも、証拠によって直接これを確証することはできず、専ら当該裁判官と事件当事者との特殊の関係のように、除斥事由に準ずべき、その存在によって一般に右のような歪曲の可能性を

合理的に推測せしめる外形的事実や、その裁判官の従来 of 言動等の外部にあらわれた徴憑的事実で、それによって右のような内的事実の存在を推測せしめるようなものによってこれを判断することとならざるをえないものであり、したがって法にいう裁判の公正を妨ぐべき事情というのは、結局のところ、右のような外形的事実も徴憑的事実で、これらの事実を照らしてみれば当該裁判官に前述したような意味での公正な判断の能力ないし資格に欠けるものがあると合理的に判断されるようなものを指すものと解するほかない」（下線は原告ら代理人による）

イ 前記東京高裁昭和 53 年決定の判断基準に則って本件裁判官の上記の行動を当てはめてみたい。

前記の通り、人証の採否につき、具体的な事情を客観的な資料によって確認するという極めて簡単なこと（しかも、以前は自身も一度は口頭で求めたはずのこと）すら行わない本件裁判官が「具体的事件において提出採用される訴訟資料に対する客観的な評価に基づいてのみ裁判の結論を出すことを要請される公正な第三者としての立場」にあると、どうして言えるだろうか。本件裁判官が優先しているのは、事実の検証と評価以外の何かであるとしか思われぬ。重要な人証を採用するか否かにつき、事実の検証を行わない裁判官が、果たして、判決を行うにあたり、どれほど記録を読み込み、証拠を検討するだろうかと不安を感じるのは、通常人の判断として極めて合理的な判断であるというべきである。

まさに、本件裁判官には、「公正な判断の能力ないし資質」が欠けると言わざるを得ないことは、原告らの提示した動画等の具体的な証拠よりも、抽象的な障害等級しか認定できないはずの障害者手帳の方を重視したということに、極めて端的に現れていると言わざるを得ない。そしてさらに具体的に被告●の症状を確認することは極めて容易なことであるにも関わらず、これをあえて行おうともしない態度から、本件裁判官には「公正

な判断の能力ないし資質」が欠けるものと判断することは、極めて合理的な判断である。

ウ 上記の通り、本件裁判官には、前記東京高裁昭和 53 年決定が述べる判断基準に照らし、「公正な判断の能力ないし資質」が欠けることを示す事情が存在するので、公正を妨げるべき事情がある。

3 上記の次第であるので、本件裁判官には、公正を妨げる事情が存在するので、原告らは、本件裁判官の忌避を申し立てた次第である。

疎明方法

疎甲 1 号証	フクダ電子株式会社 ホームページ抜粋
疎甲 2 号証	公益社団法人日本オストメイト協会 ホームページ抜粋
疎甲 3 号証	横浜地家簡裁内のバリアフリー情報

以上

当事者目録

〒225-0021 神奈川県横浜市青葉区すすき野 2-5-2-103

申立人（原告） 藤井 将登

同所

同 藤井 敦子




上記申立人ら代理人 弁護士 古川（こがわ）健三

（個人受任）




相手方（被告） 作田 學

〒225-0021 神奈川県横浜市青葉区すすき野 

同  

同所

同  

同所

同  